

### 【アメリカ】動物虐待拷問防止法

動物虐待拷問防止法（Preventing Animal Cruelty and Torture Act, P.L.116-72）が、2019年11月25日に制定された。この法律は、2010年動物殺傷ビデオ禁止法（Animal Crush Video Prohibition Act of 2010, P.L.111-294: 合衆国法典第18編第48条「動物殺傷」）を修正し、動物を故意に殺傷する行為自体も違法とするものである。動物を殺傷するとは、人以外の哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類の生き物を、押しつぶす、火傷をさせる、溺れさせる、窒息させる、突き刺す、その他深刻な危害を与える行為をいう。州際又は国際通商において、故意に動物を殺傷した者、動物の殺傷ビデオを頒布する目的で、またはそれを知りつつ作成した者、動物の殺傷ビデオと知りつつ販売、宣伝、交換、頒布等した者、合衆国に輸送されることを知りつつ、合衆国外において動物殺傷ビデオの作成や販売、頒布等を行った者は、罰金若しくは7年以下の自由刑に処し、又はこれらを併科する。

海外立法情報調査室・廣瀬 淳子

- <https://www.congress.gov/116/bills/hr724/BILLS-116hr724enr.pdf>
- <https://www.congress.gov/111/plaws/publ294/PLAW-111publ294.pdf>

**【アメリカ】車道、歩道及び歩行者空間の整備のためのニューヨーク市条例**

2019年11月19日、ニューヨーク市交通局（以下「交通局」）に、車道、歩道及び歩行者空間（歩道、歩行者広場等、歩行者が利用し、楽しむことのできる空間。テーブル、椅子、樹木等が配置されることもある。）の整備のための交通基本計画の作成を求めるニューヨーク市条例（Int. No. 1557, Law No. 2019/195）が成立し、施行された。条例に基づく支出は、条例案提出議員の事務所の試算によれば2032年までに17億ドル（約1856億円）とされる。この条例は、従来の断片的な計画の寄せ集めではなく、長期的で総合的な基本計画を立てるために制定された。市は、2022年1月の基本計画の開始までは、従来の計画に従って、毎年30マイル（約48km）の自転車レーン敷設を継続する。

交通局は、当初は2021年12月1日まで、その後は5年ごとの12月1日までに、次の1月1日に始まる5年間の基本計画を公表する。2022年1月1日からの5年間の基本計画の最低要件は、次のとおりである。①物理的障壁により他の自動車道と分離されるか又はカメラによりバス・レーンの制限違反を監視される「保護されるバス・レーン」を、ニューヨーク都市圏交通公社（Metropolitan Transportation Authority: MTA）と協議の上で、当初年は最低20マイル（約32km）、その後の各年に最低30マイル（約48km）、5年間で最低150マイル（約241km）敷設する。②アイドリングするバスのために赤信号を短縮し、接近するバスのために青信号を延長する「交通優先信号」を、当初年は最低750か所、その後の各年に最低1,000か所の交差点に導入する。③自転車の排他的利用のために指定され、自動車道から物理的障壁により分離される等の「保護される自転車レーン」を、当初年は最低30マイル（約48km）、その後の各年に最低50マイル（約80km）、5年間で最低250マイル（約402km）敷設する。④MTAにより運行されるバスのバス停を、各年に最低500か所更新する。⑤条例に従い、各年に最低400か所、5年間で最低2,000か所の歩行者用信号機のある交差点を再設計する。⑥視認以外の方法で歩行者に横断のタイミングを伝える信号（音響式信号機等）を、各年に最低500か所、5年間で最低2,500か所の交差点に設置する。⑦荷物の運搬を支援する等のために、商業用の荷役ゾーン、トラックの動線及び関連する区域を評価し、改定する。⑧(i)道路利用者の安全、(ii)路上における公共交通機関の優先、(iii)自動車排ガス削減、(iv)障害者のためのバリアフリーの4点につき、優先順位を付し、それを促進する駐車施策を作成する。⑨2023年12月31日までに、最低100万平方フィート（約9万3千平方メートル）の歩行者空間を設け、維持する。

この条例は、2027年1月1日から5年間の基本計画の最低要件（全てのバス道路に保護されるバス・レーンを敷設する等、全6項目）についても定める。また、交通局は、計画の実施状況等につき、当初は2023年2月1日までに、その後は毎年2月1日までに、報告する。2028年2月1日以降の報告には、前年の「自転車接続指標」（保護される自転車レーン並びに橋上の道、路地裏の道及び共有道路に指定される自転車道を切れ目なくつなげる自転車ネットワークを離れることなく、ある自転車道から別の自転車道に入ることができる選択肢の数に基づく指標）を掲載する。

海外立法情報課・中川 かおり

・ <https://legistar.council.nyc.gov/LegislationDetail.aspx?ID=3954291&GUID=D37BA0B0-9AB6-434B-A82E-E49A7895A1A4&Options=ID|Text|&Search=INT+1557>

**【EU】オープンデータ及び公的部門情報の再利用に関する指令の公布**

2019年6月26日、公的部門情報の再利用に関し、既存の指令（Directive 2003/98/EC）に代わる「オープンデータ及び公的部門情報の再利用に関する指令」（Directive (EU) 2019/1024）が公布された。指令は、全6章21か条及び3つの附則から成る。第1章（第1条～第3条）は指令の目的等の一般規定、第2章（第4条）は情報再利用の要求、第3章（第5条～第10条）は再利用される情報の条件、第4章（第11条、第12条）は非差別及び公正な取引の原則、第5章（第13条、第14条）は「価値の高いデータセット（high-value dataset）」の再利用、第6章（第15条～第21条）は施行日等の最終規定を定める。

指令は、オープンデータ（自由に利用可能な形式で公表されているデータ）の利用を促進し、製品・サービスのイノベーションを活性化するため、公的部門が保有している情報を再利用する際の最低限の要件を定め、再利用を容易にすることを目的とする（第1条）。指令の対象は、国や地方自治体等の公共団体や公営企業が保有する情報（紙、電子、音声、映像等、媒体は問わない。）及び研究データである（第1条、第2条）。公共団体は、情報再利用の要求があった場合には、20日以内にその可否を回答し、利用が可能な場合には、要求のあった情報を要求者に提供しなければならない（第4条）。公共団体及び公営企業は、既存のあらゆる形式又は言語によって保有情報を提供する。この際、可能な場合には、電子的に、自由に利用可能であり、機械可読であり、アクセス可能であり、見付けることができ、再利用可能な形式で、メタデータを付与して提供する（第5条）。特に、指令の附則第Iに規定する「価値の高いデータ」（地理空間、地球環境観測、気象、統計、企業及び企業所有者の情報等）は、適切なAPI（外部提供インタフェース）により提供され、必要に応じ、一括ダウンロード（bulk download）を可能としなければならない（第5条及び第5章）。再利用される情報は、原則として無償で提供される（第6条）。加盟国は、適切な国内法令の制定等を通じ、公的な資金援助を受けた研究データが自由に利用可能な形式で利用できるよう支援する（第10条）。

加盟国は、2021年7月17日までに、指令の内容を国内法化することが求められる（第17条）。同日、従前の指令（Directive 2003/98/EC）は廃止される（第19条）。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/dir/2019/1024/oj>

## 【EU】欧州労働機関設置規則の公布

2019年7月11日、EU域内の効率的な労働移動の確保及び加盟国間の社会保障制度の調整に貢献するため、欧州労働機関（European Labour Authority）を新設する「欧州労働機関設置規則」（Regulation (EU) 2019/1149）が公布された。規則は、全6章49か条及び附則から構成され、2019年7月31日に施行された。第1章（第1条～第3条）は設立目的等の基本事項、第2章（第4条～第15条）は機構の任務、第3章（第16条～第23条）は組織体制、第4章（第24条～第29条）は予算、第5章（第30条～第33条）は人員、第6章（第34条～第49条）は関連法令の改正等の最終規定を定める。

欧州労働機関の活動は、国境を越える労働移動（労働者の自由移動、ある加盟国から別の加盟国への労働者派遣（posting of workers）等）及び加盟国間の社会保障制度の調整に関して実施される（第1条）。同機関の任務は、次のとおりである（第4条）。①国境を越える労働移動に関する権利や義務に関する情報取得を容易にし、加盟各国の公共職業安定所等のネットワークであるEURES（European Employment Services）を運営する（第5条、第6条）。②欧州労働機関の活動範囲における加盟国間の協力や情報交換を容易にする（第7条）。③加盟国が協調して又は共同で、関連する事案について査察を実施することを提案・支援する（第8条、第9条）。④国境を越える労働移動に関するリスク評価を行う（第10条）。⑤欧州労働機関の活動範囲に関する加盟国の能力強化のための取組を実施する（第11条）。⑥合法であるが、税務署等の公的機関に申告せずに行われるため、税金や社会保険料を納めないことで問題とされている未申告労働（undeclared work）への対策を実施する（第12条）。⑦欧州労働機関の活動範囲において加盟国間で紛争が生じた場合に、これを仲裁する（第13条）。

海外立法情報課・濱野 恵

・ <http://data.europa.eu/eli/reg/2019/1149/oj>

**【ドイツ】公職者等の活動歴確認目的でのシュタージ文書利用の期限延長**

旧東ドイツで市民生活を監視した情報機関シュタージの文書の管理と利用について定めるシュタージ文書法(BGBL. I 2007 S. 162)を改正する第9次シュタージ文書法改正法(BGBL. IS.1564)が、2019年11月21日に施行された。これによって、公的機関及び非公的機関が、特定の公職者等(連邦政府や州政府のメンバー、自治体の議員や長、公務員、裁判官等)がかつてシュタージのために専任で又は非公式に活動していたかどうか検証することを目的としてシュタージ文書を利用することが認められる期限が、2019年末から2030年末まで延長された(第20条及び第21条改正)。この期限は、1991年のシュタージ文書法(BGBL. IS.2272)制定時には15年間とされていたが、2006年の第7次改正(BGBL. IS.3326)で2011年末まで延長され、2011年の第8次改正(BGBL. IS.3106. 本誌250-1号(2012年1月)p.30.)で2019年末まで延長されたものである。シュタージ活動歴の調査は、東西統一後の旧東ドイツ地域における民主主義体制と公職者等のインテグリティ(清廉性、高潔性)への信頼の確立のために重要であった。ベルリンの壁崩壊と東西統一の30周年を迎える今も、活動歴調査のためのシュタージ文書利用は、旧東ドイツ独裁体制の不正に対抗し、公職者等への市民の信頼を強化するための透明性を確保するために、依然として必要であるとされている。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2483/248389.html>**【ドイツ】連邦軍の人員確保のため、任期制軍人及び予備役等の待遇等を改善する法律**

連邦軍の任期制軍人、予備役及び志願による軍務従事者の人員確保を目的として、職場としての連邦軍が魅力的で競争力を持つように法的枠組みを拡充する「連邦軍の人員出動準備の持続可能な強化に関する法律(連邦軍出動準備強化法)」(BGBL. I S. 1147)が、2019年8月8日に公布され、公布翌日に一部施行された。

同法は、全34か条の大部な条項法であり、軍給与法(BGBL. I 2008 S. 1718)の新法文制定(第16条、2020年1月1日施行)、予備役従事者のための生計保障法(BGBL. I 2015 S. 1061, 1062)の正式名称変更及び新法文制定(第22条、2020年1月1日施行)を始めとして、軍務によって負傷した者の任用継続のための出動任用継続法(BGBL. I 2012 S. 2070)改正(第1条、2019年8月9日施行)、軍人法(BGBL. I 2005 S. 1482)改正(第6条、2019年8月9日施行)のほか、多数の法律及び規則の改正を行う。

主な内容は、次のとおりである。①予備役従事者のための新しい職務とパートタイム制を導入し、②予備役従事者確保促進のため、生計保障法等を改正し、③職業軍人の任務の範囲を拡張し、④特定の軍務活動の確実な実施のため、労働時間規制を一時的に停止できるようにし、⑤長期任用されている任期制軍人の社会的支援策、特に民間の職業生活への移行支援策を改善し、⑥軍務等による負傷者の治療について家族が関与した場合の費用弁済に関し、出動任用継続法を改正し、⑦連邦給与法適用外の軍務に関する現金及び現物給付を規定し、また、軍給与法に規定する志願による軍務従事者への給付を引き上げて、任期制軍人に近付け、⑧任期制軍人同様、予備役及び志願による軍務従事者に対する公的年金保障適用を改善する。

海外立法情報調査室・泉 眞樹子

・<http://dipbt.bundestag.de/extrakt/ba/WP19/2446/244651.html>

### 【ロシア】警察官による「警告」制度の導入

2019年10月16日、プーチン大統領は連邦法第337号「連邦法「警察について」第13条の改正について」に署名した。この法律によって、2011年に制定された連邦法第3号「警察について」が改正された。この改正により、刑法や行政的違法行為法典に基づいて違法とみなされる行為や反社会的行為がなされた場合、警察官は当該自然人に対して公的な「警告」を与えることができるようになった。警告の具体的な内容については、2016年に制定された連邦法第182号「ロシア連邦における違法行為予防の基礎的システムについて」によって規定されている。同法によると、「警告」とは、違法行為や反社会的活動を予防する措置が必要だが、刑事責任又は行政責任を問うための証拠が欠如している場合に、こうした行為の違法性について伝えるための文書である。この警告に定められた要求が履行されなかった場合、警告を与えられた人物はロシア連邦法に則して刑事責任又は行政責任を問われる。

海外立法情報課・古澤 卓也

- ・ <https://rg.ru/2019/10/18/%20337-fz-dok.html>
- ・ [https://мвд.рф/mvd/structure1/Departamenti/Dogovorno\\_pravovoj\\_departament/Publikacii\\_i\\_vistuplenija/item/18657622](https://мвд.рф/mvd/structure1/Departamenti/Dogovorno_pravovoj_departament/Publikacii_i_vistuplenija/item/18657622)

### 【韓国】動物保健師の国家資格を創設するための獣医師法改正

2019年8月27日、動物病院において獣医師の補助等を行う動物保健師の資格制度の導入等を骨子とした獣医師法改正が行われた。これまで、獣医師法では、獣医師のみが動物を診療できると規定される（第10条）一方で、動物保健師については規定されておらず、公的資格もなかった。今回の法改正により、動物保健師が「動物病院内において獣医師の指導の下に動物の看護又は診療補助業務に従事する者であって、農林畜産食品部（部は日本の省に相当）長官の資格認定を受けたもの」と定義される（第2条）とともに、動物保健師の資格制度（第16条の2及び第16条の3）及び動物保健師の養成機関に対する認証制度（第16条の4）が導入された。動物保健師の具体的な業務の範囲は下位法令で規定される（第16条の5）。動物保健師の資格制度及び養成機関に対する認証制度に係る規定は、2021年8月28日に施行される。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_K1P9T0I4M0H4K1I7C0R3Y5A3E5C9A8](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_K1P9T0I4M0H4K1I7C0R3Y5A3E5C9A8)

### 【韓国】先端再生医療及び先端バイオ医薬品の安全及び支援に関する法律の制定

2019年8月27日、人体細胞等を用いた再生医療及びバイオ医薬品の安全管理体制及び支援体制を新たに整備することを目的として、「先端再生医療及び先端バイオ医薬品の安全及び支援に関する法律」が公布された（2020年8月28日施行）。同法は全7章（本則63か条及び附則）から成り、①「先端再生医療」、「先端バイオ医薬品」等の定義（第2条）、②政府による先端再生医療及び先端バイオ医薬品に係る5年ごとの基本計画の策定（第5条）、③保健福祉部（部は日本の省に相当）長官による先端再生医療の安全性確保のための「先端再生医療安全管理機関」の指定（第19条）、④先端バイオ医薬品の品目許可に係る迅速処理（第37条）等が規定された。なお、④に関しては、がんを始めとする重大疾患、希少疾患等に用いられる医薬品について、市販後に第Ⅲ相臨床試験を実施することを条件に、第Ⅱ相臨床試験の資料に基づいて品目許可を行う「条件付許可」が規定され、バイオ医薬品の開発期間の短縮が期待されている。

海外立法情報課・藤原 夏人

- ・ [http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC\\_D1K9V0I3V2E6K1Q4P2G3D4P7M4K1Q2](http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_D1K9V0I3V2E6K1Q4P2G3D4P7M4K1Q2)

**【台湾】消防法の改正**

2019年10月29日、台湾立法院において、火災予防、消防安全設備、災害救助体制等について定める消防法が改正され、同年11月13日に公布・施行された。1985年の同法制定以来、11回目の改正となる。今回の主な改正内容は、消防職員の安全確保に係る規定の拡充である。①災害現場において、人命に危害が及ぶおそれがないことが明らかである場合、消防職員は危険を伴う救助活動を行わないことが認められる、②消防職員は工場火災の救助活動において、工場の管理責任者から工場内に貯蔵されている化学薬品等の種類、数量、配置等の情報を入手し、現場での救助活動への協力を得る権利を有し、工場の管理責任者がそれを怠ったときは罰金が科せられる、③消防職員又は消防団員が死亡又は重傷となった場合、関係機関代表、専門家、消防団体代表等から成る災害事故調査会を組織して事故原因調査報告書を作成し、改善策の提出及び改善状況の調査を行うとする規定のほか、④危険物取扱いに係る違法業者の告発奨励、⑤LPG（液化石油ガス）容器等の認可・点検体制の強化、⑥消防職員による緊急救護輸送に際しての私権制限等の規定が新たに盛り込まれた。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7454:6-12>**【台湾】海洋基本法の制定**

海洋国家としての国の在り方、海洋政策の基本方針等について規定する海洋基本法（全19か条）が、2019年11月1日、台湾立法院で可決され、同月20日に公布・施行された。台湾政府は、国の海洋政策を統括する海洋委員会を2018年に設置し、海洋関連施策の強化を図っており、今回の基本法の制定もその一環である。同法は、立法目的として、①環境、安全及び繁栄を重視する優れた海洋国家の建設、②国の海洋権益の保全、③国民の海洋科学知識の向上、④多元的な海洋文化の発展、⑤海洋環境の保全と持続可能な資源の確保、⑥海洋関連産業の健全な発展、⑦国際協力の推進を掲げ、政府に対し、国及び各世代の全国民の海洋権益を保障・保全するために上記7項目に関する諸施策を推進することを義務付けている。また、海洋行政を統一的に実施するため省庁間調整を強化すること、海洋関連予算を拡大し必要な経費を確保すること等のほか、海洋利用に係る文化的な伝統や知恵を尊重・保全することも政府の責務として規定している。政府が推進する海洋政策及び各種関連施策に対する国民、企業等の協力義務も規定されている。

海外立法情報調査室・岡村 志嘉子

・ <https://lis.ly.gov.tw/lgcgi/ttspdf2?7455:6-10>

### 【オーストラリア】連邦政府が「現代奴隷法」の解説を公表

2018年12月10日に施行された「現代奴隷法」(2018年法律第153号)(本誌278-2号(2019年2月)p.24参照)の解説(Commonwealth Modern Slavery Act 2018: Guidance for Reporting Entities)が、2019年9月26日に連邦政府により公表された。同法は、オーストラリアの法人又はオーストラリアで事業を運営する法人(約3,000社)に対して、事業運営及びサプライチェーンにおける強制労働等のリスク並びに当該リスクを回避するために採った措置についての年次報告書(以下「報告書」)の提出を義務付けるものである。解説は全8章及び付録1~6により構成され、第1章では法律の概要、第2章では報告書の提出を義務付けられる事項、第3章では自主的な報告書の提出の可否、第4章では報告書の提出時期、第5章では報告書の作成方法、第6章では報告書の認可及び公表、第7章では複数の法人が合同で報告書を提出することの可否、第8章では連邦政府機関による支援について、各種事例を交えながら具体的に解説している。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.homeaffairs.gov.au/criminal-justice/files/modern-slavery-reporting-entities.pdf>

### 【オーストラリア】2019年犯罪法改正(空港における警察の権限)法

1914年犯罪法(1914年法律第12号)を改正し、オーストラリアの12の主要空港における警察の権限強化を図る「2019年犯罪法改正(空港における警察の権限)法」(Crimes Legislation Amendment (Police Powers at Airports) Act 2019, No.89, 2019)(2019年法律第89号)が、2019年10月28日に成立した。同法により、①警察が主要空港にいる者に対し、個人確認情報の提示を求める権限、②警察が、主要空港にいる者に対し、可能な限り速やかに、搭乗しないこと、又は空港を離れることを書面により命ずる移動指示権限(move-on power)、③警察が、主要空港にいる者に対し、個人確認情報の提示要請又は移動指示を速やかに行うために必要と考えられる、あらゆる行動の停止を命ずる権限、④内務大臣が定める委任立法により、上述の任務を警察が果たすことを目的として、ある空港を新たに主要空港と認定する権限が与えられる。また、これらの権限は、州警察官、特別地域警察官及びオーストラリア連邦警察官全てに付与される。

海外立法情報調査室・原田 久義

・ <https://www.legislation.gov.au/Details/C2019A00089>



**【シンガポール】内務省科学技術局の設置**

2019年8月29日、内務省科学技術局法（Home Team Science and Technology Agency Act 2019 : No. 21 of 2019）が制定され、同年9月11日に公布された。施行日（科学技術局の設置日）は、同年12月1日である。この法律は、第1章：序文、第2章：局の設立、機能及び権限、第3章：局の構成及び構成員、第4章：局による意思決定、第5章：人事事項、第6章：財政規定、第7章：一般規定、第8章：局への業務移管、第9章：付随する法改正の全9章52か条から成る。

科学技術局は、シンガポール国民の生命及び財産の保護を担当する、「ホームチーム」と総称される内務省の各部局（シンガポール警察局、国内治安局、シンガポール市民防衛局、出入国管理登録局、シンガポール監獄局、中央麻薬取締局、ホームチーム学術会議）及び法定委員会（カジノ規制機構、シンガポール更生事業公社）等から科学技術に関する部署を統合して設置された新しい法定委員会である。科学技術局は、最先端の科学技術を駆使してシンガポール国内の治安維持を強化することを目的とし、発足時のスタッフは1,300人強である。最先端の科学技術としては、国境警備における生体認証技術、テロリスト対策としての監視映像システム及びビデオ分析、警察の法医学データのデジタル化、ロボット工学による無人システム、消防士の耐荷重能力を高め、人命救助を効率よく行うための外骨格装置（exoskeleton）等が想定されている。

海外立法情報課・日野 智豪

・ <https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/21-2019/Published/20190911?DocDate=20190911>